

水道料金

水道料金

水道局では、お客さまが必要とする水量に応じた規模の水道施設を整備し、維持管理しています。また、一度に多くの水を使用する場合には大きい口径のメーターを設置するなど、お客さまの使用水量に応じて口径を設定しています。

こうした理由から、水道施設の整備や維持管理に必要な経費を口径ごとの水量に応じてご負担いただくため、口径の大きさに応じた「口径別料金体系」を採用しています。

水道料金表

水道料金は通常、2カ月ごとに検針し、下水道使用料と合わせて請求を行っています。

水道料金の請求額は、「水道料金表」で求めた額に消費税および地方消費税相当額の税率を乗じて算出します(1円未満切り捨て)。(2カ月税抜)

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)									
		1~16㎡	17~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~100㎡	101~200㎡	201~600㎡	601~2000㎡	2001㎡~	
一般用	13mm	1,680円									
	20mm	1,690円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円	
	25mm	1,700円									
	40mm	20,300円			25円						
	50mm	21,000円			20円			329円			
	75mm	21,800円			15円						
	100mm	24,000円			10円				364円	419円	463円
	150mm	60,000円			30円						
	200mm	84,000円			20円						
250mm	104,000円			10円							
公衆浴場用	1,700円	4円								42円	

適用 令和3年7月1日

水道料金の計算例

口径20mm、2カ月で30㎡の場合

基本料金	1,690円...①
従量料金	1~16㎡の単価 × 使用水量 64円...② [4円×16㎡]
	17~20㎡の単価 × 使用水量 192円...③ [48円×4㎡]
	21~30㎡の単価 × 使用水量 1,770円...④ [177円×10㎡]
水道料金	3,716円...①+②+③+④ (税込)4,087円

※別途、下水道使用料がかかります。
※料金早見表は横浜市ウェブサイトを確認できます。

基本戸数(料金)の適用

1個のメーターを、2世帯以上で一般生活にご利用いただいている場合(アパートや2世帯住宅など建物の条件があります)、各世帯の使用水量を均等と見なして、1世帯ごとに基本料金を適用して料金を算定する制度があります。

水道料金の減免

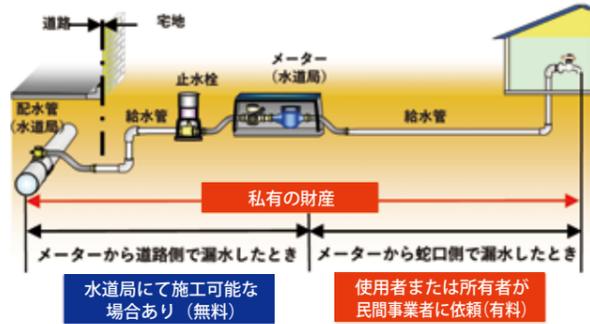
水道料金は、公益上必要と認められる場合、条例に基づきお客さまの申請により基本料金を減免することができます。

区分	減免基準	減免内容
個人福祉減免制度	1 身体障害者(1級または2級)	基本料金相当額
	2 知的障害者(知能指数35以下)	
	3 精神障害者(1級)	
	4 重複障害者(身体障害3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する人。2人で要件を満たす場合も含みます。)	
	5 ひとり親家庭等(医療費助成世帯)	
	6 要介護4または5	
	7 特別児童扶養手当受給世帯	
	8 生活保護を受けているひとり親家庭(生活保護を受けている母子家庭など)	
水害被災世帯	台風などにより床上浸水の被害その他これに相当する被害を受け、防災証明書の発行を受けた場合。	基本料金相当額

漏水の修理

水道メーターから蛇口までの水道管の修理は、水道工事店へお申し込みください。

道路下の配水管から分岐した給水管は私有の財産であり、使用者または所有者に管理していただくものです。



給水管などの修理の施工区分は上の図のようになっています。
水道メーターから道路側で漏水している場合は、水道局が無料で修理できる場合もありますので、水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください(敷地内にタイルなどがあると、修理できない場合があります)。

水道メーターから蛇口側で漏水している場合は、民間事業者(水道工事店)へ修理をお申し込みください。

なお、民間事業者の連絡先は、横浜市ウェブサイトに掲載しています。

こんなときは水道局お客さまサービスセンターへ

- 道路で漏水を発見したとき
- 道路から水道メーターまでの間で漏水しているとき

修理などの工事を申し込むときは

修理などの工事の契約は、給水管の使用者または所有者と民間事業者との間で行っていただくものです。

工事を申し込むときは事前に複数の水道工事店から見積りを取るなど、工事内容や費用について十分な説明を受けましょう。なお、見積りが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。

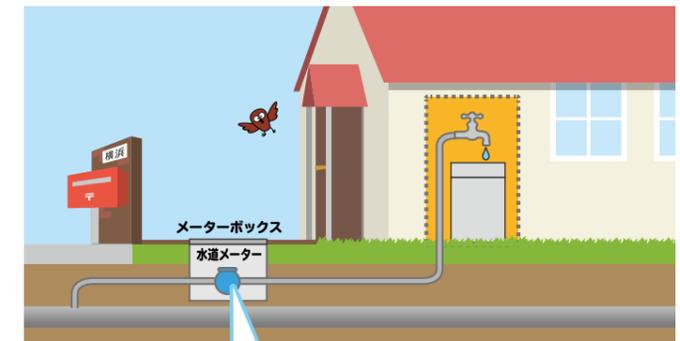
また、工事後のトラブルを避けるために、次の事項を必ずご確認ください。

- 作業中は現場に立ち会い、不明な点はその場で確認しましょう。
- 追加工事が必要と言われた場合は、理由と追加費用の概算額を確認しましょう。
- 請求額に納得できない場合は、請求額の内訳を求め、不明な点を確認しましょう。

水道メーターによる漏水の調べ方

宅地内の全ての蛇口を閉めているときに、水道メーター中央部にあるパイロット(銀色の円盤)が回転していると、どこかで漏水しているか、給水器具に不具合があると考えられます。

漏水が続くと、水道料金が高くなってしまっただけでなく、家屋が水浸しになるなど、私有の財産に被害が及ぶ可能性があります。漏水を早期に発見するために、時々水道メーターを確認しましょう。



漏水減額制度

給水装置は、お客さまに管理していただくものです。漏水を発見した場合は、至急修理してください。

漏水を修理した場合、高くなった水道料金等の一部を減額する制度があります。詳しくは、水道局お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

漏水を早期に発見するためのお願い

2カ月に1回の水道メーターの検針では、使用水量と漏水の有無などを確認しています。漏水を発見するためにも、検針のときには、次のことにご協力をお願いします。



- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 「お知らせ」を入れるポストに部屋番号と名前の表示をお願いします。
- ペットはメーターボックスから離れた場所につないでください。